

[研究ノート]

知的障害者の日常生活に対する「意思決定支援」 の制度化

— 議論の推移と推進派の主張 —

The Institutionalization of “Decision Making Support”
for Daily Lives of People with Intellectual Disabilities:
Changes in the Discussion and Opinions by the Proponents

増 田 洋 介

Yosuke MASUDA

Studies in Humanities and Cultures

No. 29

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 29号

2018年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY

NAGOYA JAPAN

JANUARY 2018

[研究ノート]

知的障害者の日常生活に対する「意思決定支援」の制度化

— 議論の推移と推進派の主張 —

The Institutionalization of “Decision Making Support” for Daily Lives of People with Intellectual Disabilities: Changes in the Discussion and Opinions by the Proponents

増田 洋介*
Yosuke MASUDA

はじめに

1. 意思決定支援の制度化をめぐる議論の推移
 - 1.1 推進会議の議論と障害者基本法改正までの推移
 - 1.2 総合福祉部会の議論と障害者総合支援法成立までの推移
 - 1.3 論点整理WG、社保審障害者部会の議論と意思決定支援ガイドライン公表までの推移
2. 意思決定支援の制度化推進派による主張と制度化に否定的な意見
 - 2.1 制度化推進派による主張
 - 2.2 制度化に否定的な意見

おわりに

要旨 改正障害者基本法と障害者総合支援法に「意思決定の支援」の文言が盛り込まれた際、その原動力となったのは、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化を図る知的障害者施設関係団体によって行われたロビー活動であった。その後、障害者総合支援法改正に向けた議論においては意思決定支援の制度化推進派が主流を占め、意思決定支援ガイドライン策定など具体的施策の実施へと推移していった。

制度化推進派の主張をみると、知的障害者に対する日常生活支援の専門性への評価を高めるために、その専門性を示す文言を「意思決定支援」に統一して打ち出し、文言を法律に盛り込むことによって専門性に対する評価を定着させようとの意図が確認できる。そして彼らの主張は、重度の知的障害者であっても必ず意思が存在し、日常生活の中で支援することによって意思決定が可能になるので、知的障害者に対して日常生活における意思決定支援が重要であるとの認識が論拠となっている。

一方で、制度化に否定的な意見も散見され、それらの意見には3つの共通点がみられる。1つ目は意思決定支援を日常生活における支援技術として位置づけることに疑義をもっている点、2つ目は意思決定支援を日常生活における支援者－被支援者の関係性の中に位置づけ

*立命館大学生存学研究センター客員研究員

ることに疑義をもっている点、3つ目は日常生活における意思決定支援を法律に盛り込むことに疑義をもっている点である。

キーワード：意思決定支援ガイドライン、知的障害者施設関係団体、障害者総合支援法

はじめに

本稿の目的は、この数年のうちに知的障害者の日常生活に対する支援のあり方として制度化された「意思決定支援」について、制度化をめぐる議論の推移と制度化推進派の主張に焦点をあてて把握し整理することである。

意思決定支援の文言は、障害者権利条約第12条の策定過程で提唱されたSupported Decision Makingという概念に端を発している¹⁾。しかし、Supported Decision Makingに関する国内外の動向について研究を行っている木口恵美子は、日本において知的障害者の日常生活支援のあり方として制度化された意思決定支援は、障害者権利条約で提唱されたSupported Decision Makingの方向に進んだものとはいいがたいと述べている（木口 2017：190）。また、精神障害当事者団体である全国「精神病」者集団の桐原尚之は、意思決定支援を社会福祉援助における新たな理念や方法として捉えることは、社会福祉関係者による誤った解釈であると批判している（桐原 2014：60-1）。

木口は、Supported Decision Makingをそのまま訳せば「支援された意思決定」というように「意思決定」が主となる文言になるはずであるが、日本で意思決定支援の文言が用いられ定着したのは、この文言が障害者基本法や障害者総合支援法に盛り込まれた影響が大きいと考えられるとす。うえて、意思決定支援の制度化は知的障害者施設関係団体の働きかけによって推進されたと述べている（木口 2017：187-8）。そこで本稿では、意思決定支援の制度化をめぐる議論の推移とともにその制度化がどのように推進されたかについて整理し、制度化推進派による主張の内容について確認していくことにする。

本稿ではまず第1章で、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化をめぐる議論の推移について整理する。第1節では、障がい者制度改革推進会議（以下、推進会議という）における議論を経て、2011年の障害者基本法改正に至るまでの推移についてみていく。第2節では、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会（以下、総合福祉部会という）における議論を経て、2012年の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、障害者総合支援法という）の成立に至るまでの推移についてみていく。第3節では、障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ（以下、論点整理WGという）と社会保障審議会障害者部会（以下、社保審障害者部会という）における議論を経て、2017年に厚生労働省から意思決定支援ガイドラインが公表されるまでの推移についてみていく。

次に第2章で、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化推進派による主張について確認し、その一方で散見される制度化に否定的な意見についてみていく。第1節では、意思決

定支援の制度化をとりわけ推進してきた知的障害者施設関係団体の主張をとりあげ、その意図と論拠について確認する。そして第2節では、意思決定支援の制度化に否定的な意見をみていき、制度化推進派による主張との相違点について確認する。

なお、本稿でとりあげる人物の肩書は、すべて当時のものである。

1. 意思決定支援の制度化をめぐる議論の推移

本章では、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化をめぐる議論の推移をみていくが、その前に推進会議と総合福祉部会が設置された経緯について触れておく。

社会福祉基礎構造改革のもと、障害者福祉施策を従来の措置制度から利用契約制度に転換するものとして、2003年に支援費制度が施行された。先行して2000年から施行されていた介護保険制度と支援費制度の間には、2つの大きな相違点があった。ひとつは支援費制度には社会保険の仕組みが導入されず全額が公費（税）負担であったこと、もうひとつは介護保険制度ではサービス利用者が原則として利用料の1割を負担（応益負担）するのに対し、支援費制度では利用者の所得に応じて利用料を負担（応能負担）するとされたことである（杉本 2008：219）。

支援費制度は潜在化していた需要を掘り起こし、初年度から大きく財源不足になった。これを要因として施行から早々、代わりとなる制度の策定に向けた議論が始められた。2004年10月、厚生労働省は「障害保健施策の改革試案（障害保健福祉改革のグランドデザイン）」を公表した。この改革試案は、応益負担への転換や障害程度区分の導入など、サービス給付の抑制とともに介護保険制度に類似した制度設計にする意図が垣間みられる構想であった²⁾。そして、この構想に沿う形で、障害者自立支援法が2006年に施行された（茨木 2013：14-5；岡部 2006：21-2；佐藤 2013：157-8；杉本 2008：238-42）。

障害者自立支援法は、施行直後から障害者の日常生活や社会参加を阻む事態を生じさせた。障害が重いほど負担も重くなる仕組みであることから、重度障害者の中にはサービス利用を抑えるために外出を控えたり、在宅サービスの利用も最小限にするといった例がみられた。また、福祉的就労の場に通所する障害者の場合、得られる工賃よりも利用料が上回るといった状況も生じた（茨木 2013：15；杉本 2008：243）。こうした事態のもと2008年10月、障害者自立支援法違憲訴訟が各地の地方裁判所に一斉提起された（藤岡 2009：43；茨木 2013：15）。

翌2009年8月に衆議院選挙が行われ、自民党と公明党の連立政権から民主党、社民党、国民新党による連立政権へと交代した。選挙に先立ち、民主党はマニフェストの中で『障害者自立支援法』は廃止し、『制度の谷間』がなく、サービスの利用者負担を応能負担とする障がい者総合福祉法（仮称）を制定すると明記していた（民主党 2009：19）。政権交代後、違憲訴訟原告団・弁護士団と政府との間で和解に向けた協議が行われ、2010年1月に基本合意が成立した。合意文書では、「国（厚生労働省）は、速やかに応益負担（定率負担）制度を廃止し、遅くとも平成25年8月までに、障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」とされ、新たな制度の

構築に向けた議論は『『障がい者制度改革推進本部』の下に設置された『障がい者制度改革推進会議』や『部会』で行うことと記された（障害者自立支援法違憲訴訟原告団・障害者自立支援法違憲訴訟弁護団 2010：1-2）。

この基本合意にもとづき、障害者施策全般については推進会議で議論され、障害者自立支援法に代わる法律の制定については推進会議の下部会議として設置された総合福祉部会で集中的に議論されることになった。また、内閣府の障がい者制度改革推進本部の中に推進会議担当室が設置され、事務局の役割を担当することになった。

1.1 推進会議の議論と障害者基本法改正までの推移

まず本節では、推進会議における議論を経て、2011年に改正障害者基本法が成立するまでの推移について整理する。この推移の概略について時系列で表したものが、表1である。

表1 推進会議の議論と障害者基本法改正までの推移

| 年 | 月 | 事 項 |
|------|----|---|
| 2010 | 1 | 推進会議第1回（推進会議の運営について、今後の進め方について） |
| | 2 | 推進会議第3回（障害者自立支援法、総合福祉法〔仮称〕について） |
| | 8 | 推進会議第18回（今後の推進会議の進め方等） |
| | 9 | 推進会議第19回（障害者基本法の改正について） |
| | 10 | 推進会議第21・22回（障害者基本法の改正について〔総則、推進体制〕） |
| | 12 | 推進会議第27～29回（第二次意見の取りまとめ等） 推進会議、第二次意見を公表 |
| 2011 | 2 | 推進会議第30回（障害者基本法の改正について） 東京都発達障害支援協会『『障害者基本法の改正について（案）』についての意見』を公表 |
| | 4 | 推進会議第31回（障害者基本法の改正について） 障害者基本法改正案、閣議決定（「意思決定の支援」は盛り込まれず） |
| | 6 | 衆議院内閣委員会、障害者基本法改正案を審議 ↑民主党、自民党、公明党が共同で「意思決定の支援」を加えた修正案を提出 →衆議院内閣委員会、障害者基本法改正案（内閣案と民自公の修正案）を可決 |
| | 7 | 改正障害者基本法成立 |
| | 8 | 推進会議第34回（障害者基本法の改正についての報告） |

注：内閣府（2012）、衆議院（2011）、衆議院内閣委員会（2011）、東京都発達障害支援協会（2011b）をもとに筆者作成。

推進会議は2010年1月から開始され、第3回会議（2010年2月）で障がい者総合福祉法（仮称）の制定について議論された。ここで事務局から、論点のひとつとして「自己決定支援の必要性についてどう考えるか」が提示された。弁護士でポリオの後遺症による身体障害をもち、行政外部

から推進会議担当室長に抜擢された東俊裕は、この論点の趣旨について次のように説明した。

障害者の権利条約の第12条には、法的能力に関する記述があります。判断能力が不十分な場合にこれを制限することができるかどうか、そこが問われました。その中で出された新しい考え方として、支援を受けた自己決定という考え方が出されてきたわけです。（障がい者制度改革推進会議 2010a）

障害者基本法改正に向けた議論は、第18回会議（2010年8月）から本格的に開始された。第21回会議（2010年10月）では、事務局から「障害者基本法の改正に関する条文イメージ素案（総則関係部分）【たたき台】」（障がい者制度改革推進会議 2010b）が提示された。この素案では「基本的理念」の条文が、以下のようにされていた。

すべて障害者は、障害者でない者と等しく、自らの判断により地域において生活する権利を有するとともに、自らの決定に基づき、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を有するものとする。（障がい者制度改革推進会議 2010b：2）

これについて、東京大学大学院特任准教授の長瀬修が、次のように発言した。

ここで「自らの判断」というところが、自己決定を過度に強調するということを心配しています。…（中略）…その後の方で「自らの決定に基づき」というところもあるため、ここで2つ重ねる必要はないのではないかと。（障がい者制度改革推進会議 2010c）

また、この条文については、知的障害者の親を中心として構成される全日本手をつなぐ育成会顧問の大久保常明が、第22回会議（2010年10月）に提出した意見の中で、次のように述べている。

「自らの判断により」という文言が、「判断能力」と結びつけられ、知的障害のある人たちにとって逆に不利益を生ずる危険がある。また、文章上も特に入れる必要性も感じられないため削除することが適当と考える。さらに、「自らの決定に基づき」も、同様に、文章上からも、その文言を入れる必要性は感じられないため、削除してよいと考える。（障がい者制度改革推進会議 2010d）

第27回から第29回までの会議（いずれも2010年12月）では、障害者基本法改正に関する意見書の取りまとめが行われた。まず、第27回会議では「第二次意見（素案）」（障がい者制度改革推進会議 2010e）が事務局から提示され、これにもとづき議論が行われた。

この素案では、「基本理念」のうち、自己決定に関する項目の見出しが「支援付の自己決定の保障」とされていた（障がい者制度改革推進会議 2010e : 7）。この点について、ろう者の当事者団体である全日本ろうあ連盟常任理事の久松三二が、次のように発言した。

「支援付の自己決定の保障」という言葉ですが、少し書きぶりに注意する必要があると思います。支援付きでないと自己決定ができない、あるいは支援付きを求める、自分で自己決定ができる人も支援が付かないと認められないというようなとらえ方になる懸念がありますので、…（中略）…見出しとしては「支援付」という言葉が必要かどうかということです。削除した方がいいのではないかと思います。（障がい者制度改革推進会議 2010f）

続けて、マイノリティの差別問題などに携わる弁護士の大谷恭子も、次のように発言した。

私も久松さんの意見に賛成します。支援は地域社会における生活でもすべてに保障されなければならないので、自己決定だけに支援付きというのが付くと、いかにも自己決定に障害のある人は未熟だということを表題で認めてしまっているということにもなりかねないという御懸念だと思います。（障がい者制度改革推進会議 2010f）

こうした意見を受け、第28回会議で事務局から提示された「第二次意見（素案2）」（障がい者制度改革推進会議 2010g）では、項目の見出しが「自己決定の権利とその保障」に変更された。次の第29回会議では、「第二次意見（素案2）」の修正版（障がい者制度改革推進会議 2010h）が事務局から提示され、ここでは「基本法改正に当たって政府に求める事項に関する意見」のひとつとして、次の記述が盛り込まれていた。

すべて障害者は必要な支援を受けながら自らの決定に基づき、社会を構成する一員として様々な分野の活動に参加する機会を有すること。（障がい者制度改革推進会議 2010h）

この記述に対して、長瀬から次の意見が出された。

これですと必要な支援を受けながらというのがどこまでかかっているのか読みづらいで、修正提案を申し上げます。「すべて障害者は必要とする支援を受けながら、自らの下した決定に基づき」です。ですから、既に議論がありましたけれども、自己決定の際に支援が必要な場合と支援が必要でない場合の両方がある。「必要とする」という表現にすることによって、その両方をカバーする。必要とする支援を受けながら、自らの下した決定に基づきという方が私どもの議論を正確に表現したことになるのではないかと思います。（障がい者制度改革推進会議 2010i）

この長瀬の提案に沿う形で記述が修正されたうえで、第29回会議と同日付で「障害者制度改革の推進のための第二次意見」（障がい者制度改革推進会議 2010j）が公表された。そして、この意見書公表をもって、障害者基本法改正に向けた議論は推進会議の手から離れた。

第30回会議（2011年2月）では、内閣府による「障害者基本法の改正について（案）」（障がい者制度改革推進会議 2011a）が事務局から提示された。次の第31回会議（2011年4月）の時点には、障害者基本法改正案が閣議決定される寸前まで進んでいる（障がい者制度改革推進会議 2011b）。また、第33回会議（2011年6月）では、障害者基本法改正案の国会審議が進められている旨について、担当室長の東からごく簡単な説明が行われた（障がい者制度改革推進会議 2011c）。

そして第34回会議（2011年8月）で、改正障害者基本法が成立したことについて事後報告が行われた。ここで東は、次のように説明した。

その下の（相談等）のところ、第23条。まず1項では「障害者の意思決定の支援に配慮しつつ」という文言が入っております。（障がい者制度改革推進会議 2011d）

これまで推進会議が行ってきた議論の中では、自己決定の支援あるいは支援つき自己決定といった文言は出されていたが、「意思決定の支援」という文言は使われてこなかった。推進会議で「意思決定の支援」の文言が登場したのは、この東の説明が初めてであった。

第30回と第31回の間にあたる2011年2月、東京都内の知的障害者施設によって構成される東京都発達障害支援協会が「『障害者基本法の改正について（案）』について」と題する意見書（東京都発達障害支援協会 2011b）を公表した。この意見書では、次のように述べられていた。

知的障害者支援の主要な要素は日常生活における「意思決定支援」にあり、「介護」という概念に含めることはできません。そのため私たちは障害者自立支援法施行以後、その抜本的な見直しを求めてきました。…（中略）…

しかし同日に内閣府より示された「障害者基本法の改正について（案）」においては、このことは明確ではありません。（東京都発達障害支援協会 2011b：1）

そして、障害者基本法改正案の国会審議が、推進会議第31回から第34回までの間に行われた。2011年6月の衆議院内閣委員会における審議では、内閣案が提出されるとともに、民主党、自民党、公明党の共同提案による修正案が提出された。この修正案を提出したのは、2010年9月に東京都発達障害支援協会など関係6団体の共催によって行われ、「知的障害者への『意思決定支援』に配慮した制度を求める」（知的発達障害者の生きやすい法制度を求める第5回東京大集会実行委員会 2010）と題する提言が採択された集会に参加していた議員らであった（柴田 2012a；2012b：263）。修正案について趣旨説明を行った公明党の高木美智代は、次のように述べている。

ポイントの第一点目は、「障害者の意思決定の支援」を二十三条に明記したことでございます。重度の知的、精神障害によりまして意思が伝わりにくくても、必ず個人の意思は存在をいたします。支援する側の判断のみで支援を進めるのではなく、当事者の意思決定を待ち、見守り、主体性を育てる支援や、その考えや価値観を広げていく支援といった意思決定のための支援こそ共生社会を実現する基本であると考えております。(衆議院内閣委員会 2011)

この修正案は全会一致で可決され、内閣案にこの修正を加えた改正案が衆議院本会議、参議院内閣委員会を通過した後、2011年7月の参議院本会議で可決成立した(衆議院 2011)。

ここまで、推進会議における議論を経て改正障害者基本法の成立に至るまでの推移についてみてきた。推進会議の議論では、自己決定が過度に強調されることに懸念を示す意見がある一方で、自己決定について支援つきといった文言が付加されることに疑義を呈する意見もあった。しかし、いずれの意見においても、自己決定の支援や支援つき自己決定といった文言が用いられ、「意思決定の支援」の文言は使われてこなかった。改正障害者基本法に「意思決定の支援」の文言を盛り込む原動力となったのは、知的障害者施設関係団体によってもっぱら推進会議の外で行われたロビー活動であった。

1.2 総合福祉部会の議論と障害者総合支援法成立までの推移

本節では、総合福祉部会における議論を経て障害者総合支援法が成立するまでの推移について整理する。この推移の概略について時系列で表したものが、表2である。

表2 総合福祉部会の議論と障害者総合支援法成立までの推移

| 年 | 月 | 事 項 | |
|------|-------|--|--|
| 2010 | 4 | 総合福祉部会第1回（部会の運営等について） | |
| | 6 | 総合福祉部会第4回（障がい者総合福祉法〔仮称〕制定に向けた論点整理） | |
| | 10～12 | 総合福祉部会第8～10回（第1期作業チーム第1～3回） | |
| 2011 | 1 | 総合福祉部会第11回（第1期作業チームにおける検討結果について） | |
| | 2 | 総合福祉部会第12回（第2期作業チーム第1回） ↑東京都発達障害支援協会「知的障害者等の意思決定支援制度化への提言」を提出 | |
| | 4～5 | 総合福祉部会第13・14回（第2期作業チーム第2・3回） | |
| | 6 | 総合福祉部会第15回（第2期作業チームにおける検討結果について） | |
| | 7 | 総合福祉部会第16回（部会報告取りまとめ案の討議Ⅰ） ↑東京都発達障害支援協会「『障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案』への意見」を提出 | |
| | 8 | 総合福祉部会第17・18回（部会報告取りまとめ案の討議Ⅱ・Ⅲ） 総合福祉部会、骨格提言を公表 | |
| | 2012 | 2 | 総合福祉部会第19回（障害者総合福祉法案〔仮称〕について） |
| | | 3 | 障害者総合支援法案、閣議決定（「意思決定の支援」は盛り込まれず） 東京都発達障害支援協会ほか「障害者総合支援法に『意思決定の支援』を明文化してください」と題する要望書を国会議員に提出 |
| 4 | | 衆議院厚生労働委員会、障害者総合支援法案を審議 ↑民主党、自民党、公明党が「意思決定の支援」を加えた修正案を提出 →衆議院厚生労働委員会、障害者総合支援法案（内閣案と民自公の修正案）を可決 | |
| 7 | | 障害者総合支援法成立 | |

注：厚生労働省（2012b）、衆議院（2012）、衆議院厚生労働委員会（2012）、東京都発達障害支援協会（2011a、2011c）、東京都発達障害支援協会ほか（2012）をもとに筆者作成。

総合福祉部会では、第1回会議（2010年4月）の開催後、「障がい者総合福祉法（仮称）の論点表（たたき台）」（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2010a）が事務局から提示された。このたたき台では「自己決定支援・相談支援」の項目が設けられ、論点のひとつとして『セルフマネジメント』『支援を得ながらの自己決定』についてどう考えるか？』があげられていた。

各委員からの意見収集が行われた後、第4回会議（2010年6月）で『障がい者総合福祉法（仮称）の論点表（たたき台）』に対する追加・訂正・削除意見（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2010b）が事務局から提示された。この中で「自己決定支援・相談支援」についてあげられた意見には、以下のものがあった。

全国の知的障害者施設によって構成される日本知的障害者福祉協会会長の中原強は、次の論点を追加すべきと述べている。

「自己決定が困難な人たちへの支援をどう考えるか」を追加。

※理由

重い知的障害のある人の自己決定支援は専門性が要求されるため、仕組みの構築が必要である。(障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2010b : 32)

また、強度行動障害支援者の養成などを行っている全国地域生活支援ネットワーク代表理事の田中正博は、次の論点を追加すべきと述べている。

「「私たちが抜きに私たちの事を決めないで」とする言葉の意味を言語で理解できない本人の意志をどのようにしてとらえるのか？そして支援するのか？」を追加。

※理由

コミュニケーションに課題がある人こそ本人中心に据えた支援が必要とされると考えるため、より具体的に検討する必要があると思う。(障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2010b : 37)

第8回会議(2010年10月)からは、複数の作業チームに分かれて議論が進められた。「選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)」第1期チームの第1回会合(2010年10月)では、「これまでの部会での議論を受けて、今後検討していかなければならない論点のひとつとして『支援付き決定』『共同決定』についての考え方の整理と具体化である」との意見が出された(障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2010c)。

第12回会議(2011年2月)では、筑波大学大学院教授の小澤温からの提出資料として東京都発達障害者支援協会による「知的障害者等の意思決定支援制度化への提言」が提示された。この提言書では、次のように述べられていた。

- どんなに最重度といわれる知的障害者等でも、その人なりの意思があります。また、わずかに表現された意思を尊重して支援することによって、その人はますます自信をもって、はっきりと表現するようになります。
- 知的障害者等の当面の意思や行動がその人自身や周囲の人を傷つけてしまうような場合でも、支援者がその人と根気強く安心感に基づく信頼関係を築くことによって、その人も満足でき、周囲にも受け入れられるような新たな意思決定に至ります。
- このように、知的障害者等の特徴は、社会生活に当たって「意思決定への支援」を必要とすることにあります。…(中略)…
- 重要なのは、「何を食べ、何を着るか」というような身近に関することから社会参加まで、日常生活において行う意思決定です。
- 日常生活における意思決定支援を担っているのは、グループホーム・日中活動・訪問系事

業・入所施設の支援職員とともに暮らす家族です。…（中略）…

○知的障害者等にとっては、この日常生活における意思決定支援こそが最も重要です。（東京都発達障害支援協会 2011a : 1-3）

この提言書については、第12回会議と同日に行われた第2期作業チーム第1回会合の議事録要旨で、次のように記述されている。

東京都発達障害支援協会からの意見書についての確認を行った。自己決定、セルフマネジメント、共同意思決定という観点から、意志決定を支援する仕組みが必要となる。（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011a : 1）

そして、第15回会議（2011年6月）までに「選択と決定・相談支援プロセス（程度区分）」チームの報告書が取りまとめられ、ここでは次のように述べられた。

本人の自己決定支援の抜本的な強化（日常的な支援者、当事者によるピアサポート（エンパワメント事業）の充実、相談支援システムの充実など）が具体的に諮られること。（障がい者制度改革推進会議福祉部会 2011b : 3）

その後、第16回から第18回までの会議で、部会の提言案について議論が行われた。まず、事務局作成のたたき台として「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011c）が提示された。そして、この素案に対する各委員の意見をまとめた資料として『障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案』（平成23年8月9日追加提案）に対する追加・修正・削除等意見」（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011d）が、第17回会議（2011年8月）で事務局から提示された。

この中で、発達障害支援者を中心として構成される日本発達障害ネットワーク副理事長の氏田照子が、以下の事項を追加すべきとの意見を述べている。

知的障害者・発達障害者には、必要に応じ、意思決定支援を保障する。

《理由》…（中略）…

知的・発達障害者には、この中核的権利を行使する場合に、支援を得ての意思決定が必要です。このことは、重要なことです。（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011d : 12）

また、この第17回会議では、小澤からの提出資料として東京都発達障害支援協会による『障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案』への意見」（東京都発達障害支援協会 2011c）が提示されている。この意見書では、次のように述べられていた。

- 「障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案」は、障害者が自らの意志に基づき選択し決定することを前提としている。しかし知的障害者は「意思決定支援」が日常生活（社会生活を含む）においても、また契約時においても必要である。したがって、障害者総合福祉法（仮称）の全般について「意思決定支援」との関係を再検討していただきたい。
- 改正障害者基本法に「意思決定の支援」の表現が定められたことをふまえ、「自己決定支援」や「支援つき自己決定」などの表現を「意思決定支援」または「意思決定の支援」に統一していただきたい。（東京都発達障害支援協会 2011c：1）

第17回会議までに出された意見を踏まえ修正されたものとして、第18回会議（2011年8月）で「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（案）」（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011e）が事務局から提示された。この案では、前回案からの変更点として「地域で自立した生活を営む基本的権利」の項目内に、次の【結論】と【説明】が追加された。

【結論】

…（中略）…

- 2. 障害者は、必要とする支援を受けながら、意思（自己）決定を行う権利が保障される旨の規定。…（中略）…

【説明】

障害者の意思（自己）決定にあたり、自己の意思決定過程において十分な情報提供を含む必要とする支援を受け、かつ他からの不当な影響を受けることなく自らの意思に基づく選択に従って行われるべきである。（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011e：12）

公表された「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言——新法の制定を目指して」（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011g、以下、骨格提言という）は、この第18回会議で提示された提言案がそのまま採用されたものである。

第18回会議では、提言案とは別に「『障害者総合福祉法（仮称）骨格提言素案』に対する追加意見等」（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011f）も事務局から提示されているが、この追加意見は骨格提言には反映されていない。ここであげられた意見には、次のものがあつた。

中原は、「相談支援専門員の理念と役割」の項目内にあつた「本人中心支援計画立案の対象となるのは、セルフマネジメントが難しい支援付き自己決定が必要な人である」の文章について、「支援付き自己決定が必要な人」を「意思決定の支援が必要な人」に変更すべきとし、その理由を「改正障害者基本法において『意思決定の支援』が定められたことを踏まえ表現を統一する」ためと述べている（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011f：42）。

また、小澤も「施設入所者に対する支援」の項目内の文章について、「『利用者の意向把握と自

己決定（支援付自己決定も含む）が尊重されるようにする』を、『利用者の意向把握と意思決定（意思決定支援も含む）が尊重されるようにする』に変更すべきとし、中原と同様に「改正障害者基本法の『意思決定の支援』の表記にあわせて、『意思決定』の表記に統一を図る」ことを理由にあげている。（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2011f: 92）。

第18回会議から約半年後、第19回会議（2012年2月）が開催され、ここで厚生労働省による法律の素案（厚生労働省 2012a）が提示された³⁾。この素案には意思決定支援の文言は盛り込まれておらず、その後、素案にもとづき障害者総合支援法案が作成され、閣議決定を経て2012年3月に国会に上程された。

内閣案の国会上程から数日後、東京都発達障害支援協会、東京都社会福祉協議会知的発達障害部会、東京知的障害児・者入所施設保護者会連絡協議会、東京都自閉症協会、日本ダウン症協会の5団体連名によって「障害者総合支援法に『意思決定の支援』を明文化してください」と題する要望書（東京都発達障害支援協会ほか 2012）が国会議員各位に宛てて提出された。この要望書では、次のように述べられた。

平成23年4月に内閣府より提案された「障害者基本法改正案」は、議員提案により第23条に「意思決定の支援」が明記されて可決成立しました。…（中略）…

しかし、このたび閣議決定されました「障害者総合支援法案」では、「意思決定の支援」が全く含まれていません。…（中略）…

1. 「障害者総合支援法」第42条（指定障害福祉サービス事業者等の責務）に、知的障害者・発達障害者についてはその意思決定の支援に配慮する旨の項を加えてください。
2. 「検討」第1項の、この法律の施行後3年を目途として検討を加え、その結果に基づいて所用の措置を講ずるべきとする項目に、知的障害者・発達障害者への意思決定の支援のあり方を加えてください。（東京都発達障害支援協会ほか 2012）

2012年4月、衆議院厚生労働委員会で障害者総合支援法案の審議が行われた。この審議の中で、公明党の古屋範子が以下の質疑を行っている。

重度の知的障害等により意思が伝わりにくくても、必ず個人の意思は存在します。支援する側の判断のみで支援を進めるのではなく、当事者の意思決定を見守り、主体性を育てる支援や、その考え、価値観を広げていくという支援といった意思決定のための支援こそ、共生社会を実現する基本であると考えています。

この考え方は、国連障害者権利条約の理念であり、保護の客体から人権の主体へという障害者観の転換のポイントであり、意思決定支援、これは、当事者と支援者間の双方向の意思交換のプロセスを通じて行われる、本人を中心として捉えていく支援のあり方であります。

この意思決定の支援につきましては、知的障害者あるいは発達障害の方にとって、日常の

生活や社会参加のあらゆる場面において必要不可欠なものであります。実際には、障害福祉サービスの支援職員や家族等によって担われていると言ってもいいと思います。(衆議院厚生労働委員会 2012)

そして質疑終了後、民主党、自民党、公明党の共同提案による修正案が提出された。修正案の趣旨について、民主党の岡本充功は次のように説明した。

修正の要旨は、第一に、指定障害福祉サービス事業者等は、障害者等の意思決定の支援に配慮するとともに、常に障害者等の立場に立って支援を行うように努めなければならないものとする。… (中略) …

第五に、政府がこの法律の施行後三年を目途として検討を加える内容に、障害支援区分の認定を含めた支給決定のあり方、障害者の意思決定支援のあり方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進のあり方並びに精神障害者及び高齢の障害者に対する支援のあり方を加えるものとする。 (衆議院厚生労働委員会 2012)

原案と修正案の採決では、共産党、社民党、みんなの党、新党きづななどが反対に回ったが、民主党、自民党、公明党などの賛成多数によって可決された。その後、衆議院本会議と参議院厚生労働委員会を通過し、2012年6月に参議院本会議で可決成立した (衆議院 2012)。

ここまで、総合福祉部会の議論を経て障害者総合支援法が成立するまでの推移についてみてきた。初期の議論では自己決定支援の文言が用いられ、作業チームの議論で支援付き決定や共同決定といった文言が用いられることがあったものの、作業チームの報告書でもやはり自己決定支援と記述された。しかし、骨格提言の取りまとめ段階に入ると「意思決定の支援」の文言を用いるべきとの意見が相次ぐようになり、その理由として障害者基本法の改正で「意思決定の支援」の文言が盛り込まれたことがあげられた。こうした意見に押される形で、骨格提言では「意思(自己)決定」と記述されたが、「意思決定の支援」に統一されるまでには至らなかった。その後、「意思決定の支援」が盛り込まれなかった障害者総合支援法内閣案に対して、障害者基本法改正時と同様、知的障害者施設関係団体によるロビー活動を通じて議員提案による修正案が提出され、条文に「意思決定の支援」の文言が盛り込まれるという推移をたどっていった。

1.3 論点整理WG、社保審障害者部会の議論と意思決定支援ガイドライン公表までの推移

本節では、論点整理WGと社保審障害者部会における議論を経て、厚生労働省から意思決定支援ガイドラインが公表されるまでの推移について整理する。この推移の概略について時系列で表したものが、表3である。

表3 論点整理WG、社保審障害者部会の議論と意思決定支援ガイドライン公表までの推移

| 年 | 月 | 事項 |
|------|--|--|
| 2014 | 3 | 全日本手をつなぐ育成会「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査研究」（厚生労働省 平成25年度障害者総合福祉推進事業）を完了 |
| | 12 | 論点整理WG第1回（WGの進め方 [案]） |
| 2015 | 1～2 | 論点整理WG第2～5回（関係団体ヒアリング） |
| | 3 | 日本発達障害連盟「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究」（厚生労働省 平成26年度障害者総合福祉推進事業）を完了 |
| | 3～4 | 論点整理WG第6～9回（論点整理について） |
| | 4 | 論点整理WG、取りまとめを公表 社保審障害者部会第61回（障害者総合支援法の施行後3年を目途とする見直しについて） |
| | 5 | 社保審障害者部会第62～65回（関係団体ヒアリング） |
| | 9～10 | 社保審障害者部会第69・73回（障害者の意思決定支援の在り方について等） |
| | 11 | 社保審障害者部会第76回（議論の整理） |
| 12 | 社保審障害者部会第78・79回（報告書 [案] について） 社保審障害者部会、報告書を公表 | |
| 2016 | 3 | 障害者総合支援法改正案、閣議決定 日本発達障害連盟「意思決定支援のガイドライン作成に関する研究」（厚生労働省 平成27年度障害者総合福祉推進事業）を完了 |
| | 5 | 衆議院厚生労働委員会、障害者総合支援法改正案（内閣案と附帯決議）を可決 |
| | 6 | 改正障害者総合支援法成立 |
| 2017 | 2～3 | 厚生労働省「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（案）」に関する意見募集（パブリックコメント） |
| | 3 | 厚生労働省「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて（障発0331第15号）」を通知 |

注：厚生労働省（2015a, 2015b, 2017a, 2017b）、日本発達障害連盟（2015, 2016）、衆議院（2016）、衆議院厚生労働委員会（2016）、全日本手をつなぐ育成会（2014）をもとに筆者作成。

2012年に成立した障害者総合支援法では、附則の中に「施行後三年を目途として」検討を加え措置を講じる事項のひとつとして「障害者の意思決定支援の在り方」が盛り込まれた。2014年12月から2015年4月まで開催された論点整理WGは、これらの事項について議論を行うのに先立ち、論点整理を行うための検討会であった。そして、ここで整理された論点に沿って、2015年4月から12月までの社保審障害者部会で障害者総合支援法の改正に向けた議論が行われ、国会での審議を経て、2016年6月に改正障害者総合支援法が成立した。また、こうした議論動向と並行して、厚生労働省の指定事業として意思決定支援ガイドラインの作成に向けた研究（全日本手をつなぐ育成会 2014；日本発達障害連盟 2015, 2016）が進められ、2017年3月に厚生労働省から意思決定支援ガイドラインが公表された。

論点整理WGでは、第2回（2015年1月）から第5回（2015年2月）にかけて関係団体のヒアリングが行われた。日本知的障害者福祉協会は、意見書で次のように述べている。

意思決定支援は、私たちがこれまで望んできた支援の本質であり、本来の在り方である。画餅にならないような制度設計と実行が求められ、そのための人材育成が大きな課題。（日本知的障害者福祉協会 2015a : 3）

全日本手をつなぐ育成会の後継団体として2014年に発足した全国手をつなぐ育成会連合会も、意見書で次のように述べている。

意思決定支援に基づいたサービス提供をするためには、計画相談、個別支援計画、モニタリングとサービスを利用する際に「本人の暮らしへの意向」が一貫して位置付けていなければなりません。国では、本人の意思を踏まえた事業となり、サービスの質が向上するよう相談支援専門員研修、サービス管理責任者研修を位置付けているが、意思決定支援に関する研修も同等の位置づけとなるよう取り扱う必要があると考えます。（全国手をつなぐ育成会連合会 2015a : 4）

また、障害福祉サービス等利用計画の作成に携わる相談支援専門員の職能団体である日本相談支援専門員協会は、意見書で次のように述べている。

意思決定支援は、相談支援専門員の本来任務であり、権利擁護者としての相談支援専門員の在り方を整理し、意思決定支援の明確な定義がなされていない中、「意思決定支援のガイドライン」を作成する必要があります。（日本相談支援専門員協会 2015a : 3）

第6回会議（2015年3月）では、「意思決定支援の在り方」に関する議論が集中的に行われた。論点整理WGの座長を務めた埼玉県立大学名誉教授の佐藤進は、次のように発言している。

多分誰も分からないことを無理矢理分かったようにしてやることになることが一番おそろしいということで、そのリスクをどうやって回避するか。その結果として、意思決定支援というものがどういうものなのかということが深まっていくと思うのです。それにもかかわらず、意思決定支援ありきで議論すると、間違えると思うのです。

でも、国会決議にあるように、議論しなければいけないということだと、厚生労働省としては、何らかの意味で論点の整理をしなければいけない。（障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ 2015a）

一方、毎日新聞論説委員で知的障害者の親でもある野沢和弘は、次のように発言している。

当面、意思決定支援が現実的に必要な場面というのは、相談支援だとか、サービス等利用計画を作る場面だと思うのです。その支給決定の在り方も含めた、その辺りとも絡めて意思決定支援について考えていくというのは、1つの現実的な議論の仕方かもしれないなと思っています。（障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ 2015a）

その後、論点整理WGは全9回の会議を終え、2015年4月に「障害福祉サービスの在り方等について（論点の整理（案）」（障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ 2015b）を公表した。ここでは、次の論点案が示された。

○障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。

<検討の視点（例）>

- ・意思決定支援の定義
- ・支援の具体的な内容や仕組み（誰が・どの場面で・どのような障害を有する者に対し、どのように実施）
- ・意思決定支援に係る人材育成

（障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ 2015b：10）

この論点案が公表された後、議論の場は社保審障害者部会へと移った。まず、第61回会議（2015年4月）で議論の進め方について話し合わせ、第62回（2015年5月）から第65回（2015年6月）にかけて関係団体のヒアリングが行われた。

全国手をつなぐ育成会連合会は、意見書で次のように述べている。

- ・障害者に対する意思決定支援は現在、各地で意思決定支援の基礎研究が行われており、用語の定義や概念の整理、現在行われている実践の収集など、議論の前提条件に関する共通項の共有化が進んでいる。
 - ・意思決定支援に基づいたサービス提供をするためには、計画相談、個別支援計画、モニタリングとサービスを利用する際に「本人の暮らしへの意向」が一貫して位置付くよう、本人の意思を踏まえた事業となるための、ガイドラインが示されていく必要があると考える。
- （全国手をつなぐ育成会連合会 2015b：2）

日本相談支援専門員協会も、意見書で次のように述べている。

【現状と課題】

- 1) 意思決定支援が重要なことはわかっているにもかかわらず、明確な定義がなされていないため、関係者間でも取扱いに戸惑いがあります。
- 2) 人それぞれの思い、願い、感情、障害特性、環境はさまざまで、一般的な意思や状態というものは存在しません。しかし、これを乗り越えて、障害者の権利を護るという観点からみなが使える制度として意思決定支援の仕組みを創らなければなりません。
- 3) コミュニケーションのとりづらさ、重度の知的障害児・者（重症心身障害を含む）及び精神障害者の希望や願いをどこまでくみ取り、日常生活支援に反映させることができるかという課題意識が重要です。

【提案】

- ①意思決定支援を関係者間で共通して理解するために「意思決定支援のガイドライン」を作成すること。（日本相談支援専門員協会 2015b）

また、日本知的障害者福祉協会は、意見書で次のように述べている。

3. 意思決定支援に係る人材育成

- ・当面は、相談支援従事者養成研修やサービス管理責任者等養成研修の場において、…（中略）…本人を中心とした意思決定支援の具体的な取り組みを促していく。（日本知的障害者福祉協会 2015）

その後「意思決定支援の在り方」について議論されたのは、第69回会議（2015年9月）においてであった。ここで事務局から提示された資料の中に、厚生労働省の指定事業として全日本手をつなぐ育成会が実施した調査研究の報告書（全日本手をつなぐ育成会 2014）にもとづく「意思決定支援ガイドライン（案）の概要」があった。これについて、論点整理WGの座長を務めた後、引き続き社保審障害者部会委員に加わった佐藤が、次のように発言している。

いろいろなことを余りガイドラインという形で決めすぎないことのほうが大事で、基本的に問われるのは、それぞれの障害のある方と向き合ったときに、その人の充実した生活をどう支援するかということをお互いに模索し合うというような関係性の中で、初めて意思決定支援なるものがかろうじて成立する可能性はあると思いますが、実は文言にすると非常に浅薄なものになりかねないのではないか。（社会保障審議会障害者部会 2015a）

次に「意思決定支援の在り方」について議論されたのは、第73回会議（2015年10月）においてであった。ここでも事務局から、第69回と同一の「意思決定支援ガイドライン（案）の概要」が提示されたうえで議論が行われた。

まず、佐藤が次のように発言している。

今更ちゃぶ台返しという議論をするつもりはないのですが、少なくともこういうものを運用するときに、こういう検証をしましたという話ではなくて、福祉の仕事に関わっている人間の共通認識として、どうやって自分たちの中にあるパターンリズムを制御するか、利用者側にそれをかぶせないか、当事者が持っている自己決定あるいは意思、そういうものに対してのおそれを我々が忘れなでいられるかと、これは手続の問題ではなくてもっと倫理的な問題だと思うのですが、そういうことを忘れさせるようなガイドラインとか、あるいは意思決定支援とはこういうものだとかというふうに、行政で余り旗を振らないでほしいと思っています。（社会保障審議会障害者部会 2015b）

一方、全国手をつなぐ育成会連合会会長の久保厚子は、次のように発言している。

「意思決定支援のガイドライン」に関してですが、このガイドラインをうまく活用していくという意味で、研修を実施していくことも含まれていますが、相談支援専門員とか、サービス管理責任者とか、実際に現場におられる所にきちっと研修を積んでいただいて、活用していただきたいと思っています。（社会保障審議会障害者部会 2015b）

委員代理として出席した日本相談支援専門員協会理事の岩上洋一も、次のように発言した。

意思決定支援は、相談支援専門員にとっては本来業務だというふうに認識しています。しかし、あえてガイドラインを設定して、今後、我々もそこに従事することの研鑽をしていかななくてはならないと思っています。（社会保障審議会障害者部会 2015b）

第76回会議（2015年11月）では、事務局から提示された「障害者総合支援法施行3年後の見直しに係る議論の整理①（案）」（社会保障審議会障害者部会 2015c）を検討する中で、「意思決定支援の在り方」について議論された。その後、第78回と第79回の会議（いずれも2015年12月）で取りまとめの議論が行われ、第79回会議と同日付で「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて——社会保障審議会障害者部会報告書」（社会保障審議会障害者部会 2015d）が公表された。この報告書では、次のように記された。

意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス（サービス等利用計画や個別支援計画の作成と一体的に実施等）、留意点（意思決定の前提となる情報等の伝達等）等を取りまとめた「意思決定支援ガイドライン（仮称）」を作成し、事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有し、普及を図るべきである。あわせて、意思決定支援の質の向上を図るため、このよう

なガイドラインを活用した研修を実施するとともに、相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修のカリキュラムの中にも位置付けるべきである。

なお、ガイドラインの普及に当たっては、その形式的な適用にとられるあまり、実質的な自己決定権が阻害されることのないよう留意する必要がある。(社会保障審議会障害者部会 2015d : 17)

この報告書の公表後、障害者総合支援法改正案が閣議決定を経て、2016年3月に国会に上程された。2016年5月の衆議院厚生労働委員会では、民進党の岡本充功から「意思決定の支援、これはどのような検討がなされて、実際どういうふうになっていますか」との質疑が行われたのに対し、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長の藤井康弘が、次のように答弁した。

昨年の審議会におきましては、日常生活や社会生活等において、障害者の意思が適切に反映された生活が送れるように、障害者の意思決定の重要性を認識した上で、まず、ガイドラインを作成して普及を図りますとともに、このようなガイドラインを活用した研修を相談支援専門員やサービス管理責任者等の研修カリキュラムの中にも位置づけるべきだ、また、障害福祉サービスの具体的なサービス内容の要素といたしまして意思決定支援が含まれるということをしかりと明確化するべきだといったような取りまとめがなされてございます。

厚生労働省といたしましては、こういった指摘を踏まえまして、今年度、できるだけ速やかに、意思決定支援の定義や意義、あるいは標準的なプロセス、また留意点などを取りまとめたガイドラインを策定いたしますとともに、これを活用した研修の実施等に取り組んでまいりたいと考えております。(衆議院厚生労働委員会 2016)

障害者総合支援法改正案は、自民党、民進党、公明党、おおさか維新の会などの賛成多数によって、2016年6月の参議院本会議で可決成立した。その後、2017年2月上旬から3月上旬にかけて、厚生労働省による「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン(案)」に関するパブリックコメントが実施された(厚生労働省 2017a)。そして3月末、厚生労働省から各都道府県知事、指定都市市長、中核市市長宛てに「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて(障発0331第15号)」(厚生労働省 2017b)が通知され、この中で「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」が公表された。

ここまでの、論点整理WGと社保審障害者部会における議論を経て、厚生労働省から意思決定支援ガイドラインが公表されるまでの推移についてみてきた。社保審障害者部会による報告書では、関係者間で共通認識を得るためのものとして意思決定支援ガイドラインを策定し、サービス等利用計画や個別支援計画の作成時に意思決定支援を行うことや、意思決定支援に関するカリキュラムを相談支援専門員やサービス管理責任者などの研修の中に位置づけることといった方針が示された。また、一部で異論があげられたことを踏まえる形で、ガイドラインの形式的な適用にとら

われないよう留意することとの補足が加えられた。

この時期の審議会においては意思決定支援の制度化推進派が主流を占めており、意思決定支援ガイドラインの作成も知的障害者施設関係団体を主体として着実に進められてきた。そのため、障害者基本法改正時や障害者総合支援法成立時とは異なり、大規模なロビー活動を経ることなく知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化が推進されていった。

2. 意思決定支援の制度化推進派による主張と制度化に否定的な意見

本章では、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化推進派による主張について確認し、その一方で散見される制度化に否定的な意見についてみていく。第1節では、意思決定支援の制度化をとりわけ推進してきた知的障害者施設関係団体の主張をとりあげ、その意図と論拠について確認する。第2節では、意思決定支援の制度化に否定的な意見をみていき、制度化推進派による主張との相違点について確認する。

2.1 制度化推進派による主張

本節では、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化推進派による主張について、とりわけ強く制度化の要望を行ってきた東京都発達障害支援協会と全国障害者生活支援研究会、およびこれらの団体の顧問を務める柴田洋弥による発言にもとづきみていく。柴田は、日本障害者協議会意思決定支援WGによる中間報告で、とりわけ『「意思決定支援」の法定化に力を注いできた』（日本障害者協議会意思決定支援WG 2013：20）人物として紹介されており、上記の役職のほか、日本知的障害者福祉協会の政策委員長なども歴任している。

東京都発達障害支援協会は、前章第1節と第2節でとりあげたように意思決定支援の文言を改正障害者基本法や障害者総合支援法に盛り込むよう、意見書や要望書を公表してきた団体である。また、全国障害者生活支援研究会は知的障害者施設関係者が中心となり、支援の専門性を示す表現を意思決定支援という文言に集約する役割を担った団体である。

全国障害者生活支援研究会と柴田は、知的障害者に対して必要な支援は身体障害者が必要とするものとは異なるとして、次のように述べている。

知的障害者は「自己決定そのものへの支援」を必要としています。これが自己決定のできる身体障害者との大きな違いです。現在政府の障がい者制度改革推進会議および総合福祉部会では、身体障害者団体から「自己決定」を前提とする「セルフマネジメント」が強調され、知的障害者に必要な支援サービスの議論も低調であるようにみえます。（全国障害者生活支援研究会 2010）

「私たち抜きに私たちのことを決めないでほしい」の標語の下に、障がい者制度改革推進会議の構成は障害当事者が過半数を占めた。軽度知的障害者も参加したが、比較的軽度の知的障害者の立場を代弁することには無理があった。ここに支援をする立場の委員の参加を欠いていたことは、議論が知的障害に関して配慮を欠く傾向を強めた。… (中略) …

同推進会議総合福祉部会には支援者の立場の委員も参加するようになった。しかしここでも、自らの意思に基づくセルフマネジメントを求める意見が強く、意思決定そのものに支援を要することについての理解が不十分なままに進められつつあった。

これらの状況に対して知的障害関係者の中で危惧の念が高まり、知的障害者等への支援の本質に関して、これを明確化しようとする動きが強まった。(柴田 2012a)

こうした主張を行うにあたり、知的障害者に対する支援の専門性について示す表現を、ひとつの文言に統一して打ち出す必要があったとされる。柴田は次のように述べている。

「介護」とは区別される「知的障害者への支援」を明快に説明することが問われた。「自己決定の尊重、心と心の交流による支援、発達を促す支援、本人中心の支援、共同決定、協働決定」等の用語が試みられたが、十分な説得力をもつに至らなかった。(柴田 2012b : 262)

2006年に障害者自立支援法により身体障害者・知的障害者・精神障害者の福祉サービスが統合され、ケアホーム・生活介護・施設入所支援等は「食事・入浴・排泄の介護」が目的とされた。これは、障害者自身の意思に従って介護するという身体障害者の自立生活運動には適した表現であるが、意思そのものに支援を要する知的障害者には合わない。「指導」でも「介護」でもなく、知的障害者に寄り添いながら心の内面に働きかける支援を、正確に表現する用語が求められた。(柴田 2013 : 32)

また、意思決定支援という文言に統一した理由について、次のように述べられている。

全国障害者生活支援研究会(通称サポート研)は、2010年に知的障害者等の支援の本質に関して連続的な学習会を開催し、スウェーデン機能障害者援護法、イギリス2005年意思能力法、障害者権利条約等の国際動向の分析を通して、意思決定をするのは知的障害者自身であるが、支援者や環境との相互作用のなかで本人の意思が確立していくことから「自己決定支援」ではなく「意思決定支援」と表現した。(柴田 2012b : 262)

さらに彼らは、日常生活における意思決定支援の重要性について、とりわけ強調している。東京都発達障害支援協会など関係6団体の共催によって行われた「知的発達障害者の生きやすい法制度を求める第5回東京大集会」(2010年9月)で採択された提言書や、東京都発達障害支援協会

による意見書では、次のように述べられている。

- 現在「総合福祉部会」では、「支援を得ながらの自己決定」が、支給決定や相談支援の場面に限定して検討されている。しかし知的障害者への「意思決定支援」は、「生活のあらゆる側面」で「合理的配慮」として必要であり、論点整理の見直しが必要である。
- 「生活のあらゆる側面」とは、日常生活については、①多様な生活支援（ホームヘルプ・グループホーム・入所施設）、②自己実現のための日中活動支援、③社会参加支援（移動支援等）である。（知的発達障害者の生きやすい法制度を求める第5回東京大集会実行委員会 2010）
- 重要なのは、「何を食べ、何を着るか」というような身近に関することから社会参加まで、日常生活において行う意思決定です。
- 日常生活における意思決定支援を担っているのは、グループホーム・日中活動・訪問系事業・入所施設の支援職員とともに暮らす家族です。…（中略）…
- 知的障害者等にとっては、この日常生活における意思決定支援こそが最も重要です。（東京都発達障害支援協会 2011a : 2）

そして、意思決定支援の文言を、法律の中に明確に盛り込むべきと主張されている。

今構築されようとしている新たな法制度において、知的障害者等に関しては「指導」でも「介護」でもなく、「意思決定支援」が支援職員の果たす役割として明確に位置づけられるべきです。（東京都発達障害支援協会 2011a : 2-3）

ここまで知的障害者支援関係者の主張をみてきたが、これらの主旨は次のように要約できる。彼らは、知的障害者に対する支援は専門性を有するものであるにもかかわらず、現状ではその専門性に対する評価が低いと考えていた。そこで、意思決定支援という統一した文言を打ち出し、とりわけ日常生活における意思決定支援の重要性を強調することによって知的障害者施設職員がもつ専門性に対する評価を高め、さらにその文言を法律の中に盛り込むことによって評価を定着させようと考えた。こうした意図が、彼らの主張からは確認できる。

そして、彼らの主張は、以下のような認識が論拠となっている。

- どんなに最重度といわれる知的障害者等でも、その人なりの意思があります。また、わずかに表現された意思を尊重して支援することによって、その人はますます自信をもって、はっきりと表現するようになります。
- 知的障害者等の当面の意思や行動がその人自身や周囲の人を傷つけてしまうような場合で

も、支援者がその人と根気強く安心感に基づく信頼関係を築くことによって、その人も満足でき、周囲にも受け入れられるような新たな意思決定に至ります。

○このように、知的障害者等の特徴は、社会生活に当たって「意思決定への支援」を必要とすることにあります。(東京都発達障害支援協会 2011a : 1)

同様の認識は、障害者総合支援法案の国会審議における公明党の古屋範子の発言にもみられる。

重度の知的障害等により意思が伝わりにくくても、必ず個人の意思は存在します。支援する側の判断のみで支援を進めるのではなく、当事者の意思決定を見守り、主体性を育てる支援や、その考え、価値観を広げていくという支援といった意思決定のための支援こそ、共生社会を実現する基本であると考えています。…(中略)…

この意思決定の支援につきましては、知的障害者あるいは発達障害の方にとって、日常生活や社会参加のあらゆる場面において必要不可欠なものであります。実際には、障害福祉サービスの支援職員や家族等によって担われていると言ってもいいと思います。(衆議院厚生労働委員会 2012)

このように意思決定支援の制度化推進派による主張は、重度の知的障害者であっても必ず意思が存在しており、日常生活の中で支援することによって意思決定が可能になるので、知的障害者に対して日常生活における意思決定支援が重要であるとの認識を論拠としている。そしてこの認識は、意思決定支援は知的障害者の社会参加において不可欠であり、共生社会を実現する基本であるとの主張へとつながっている。

2.2 制度化に否定的な意見

意思決定支援の制度化推進派による主張は、現在の議論動向において主流を占めているといつてよい。その一方で、制度化に否定的な意見もいくらかみられる。

論点整理WGと社保審障害者部会の議論も、全体の流れとしては意思決定支援ガイドラインの策定など、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援を行うための具体的施策の実施に向けて推移した。こうした中、埼玉県立大学名誉教授の佐藤進は、前章第3節でみたように、議論の方向性に対して否定的な発言を繰り返している(障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ 2015a ; 社会保障審議会障害者部会 2015a, 2015b)。

また、審議会の外でも、意思決定支援の制度化に否定的な意見は散見される。自立生活を営む知的障害者の子をもつ早稲田大学教授の岡部耕典は、次のように述べている。

このところ特に気になっているのは「意思決定支援」なる新手である。もともとはsupported

decision makingという横文字を翻訳した言葉だが、素直に訳せば「支援を受けた意思決定」、つまり想定されるその主語は決定する当事者、となるものをなぜかこれを支援する者が主語となる「意思決定支援」と意識し、それを障害者基本法改正や障害者総合支援法の条文に使っている。障害者権利条約に従うと見せかけて、こうやってこっそりと支援の専門家主導を密輸入するやり口はかなりあざとい（誰が？）と思う。（岡部 2015：18）

ほかにも、障害者の相談支援に携わる社会福祉士の石黒丞は、次のように述べている。

意思決定支援は、人が他人と接するなかで普通に配慮すべきこと、配慮していることであり、判断能力が衰えた人に対してのみ必要な技術ではないということです。健常者の世界では、普通にしていることが対象者が判断能力が衰えた人になると、途端に支援技術になってしまう。障害のある人もない人も一緒に暮らせるノーマルな世界には、意思決定支援という概念が必要ないのかもしれませんが。（石黒 2016：4）

こうした意思決定支援の制度化に否定的な意見からは、次の3つの共通点が確認できる。1つ目は、意思決定支援を知的障害者の日常生活に対する支援技術として位置づけることに対して疑義をもっている点である。佐藤は「ガイドラインという形で決めすぎないことのほうが大事」「手続の問題ではなくもっと倫理的な問題だと思う」と述べ、石黒は「判断能力が衰えた人に対してのみ必要な技術ではない」「対象者が判断能力が衰えた人になると、途端に支援技術になってしまう」と述べている。

2つ目は、意思決定支援を日常生活における支援者－被支援者の関係性の中に位置づけることに対して疑義をもっている点である。佐藤は「その人の充実した生活をどう支援するかということをお互いに模索し合うというような関係性の中で、初めて意思決定支援なるものがかろうじて成立する可能性はある」と述べ、岡部は『「支援を受けた意思決定」、つまり想定されるその主語は決定する当事者、となるものをなぜかこれを支援する者が主語となる『意思決定支援』と意識し…（中略）…支援の専門家主導を密輸入』していると述べている。また、石黒は「意思決定支援は、人が他人と接するなかで普通に配慮すべきこと、配慮していること」であり「障害のある人もない人も一緒に暮らせるノーマルな世界には、意思決定支援という概念が必要ないのかもしれませんが」と述べている。

3つ目は、日常生活における意思決定支援を法律の中に盛り込むことに対して疑義をもっている点である。佐藤は「意思決定支援ありきで議論すると、間違えると思う」「意思決定支援とはこういうものだとかというふうに、行政で余り旗を振らないでほしい」と述べ、岡部は「支援する者が主語となる『意思決定支援』と意識し、それを障害者基本法改正や障害者総合支援法の条文に使っている」と述べている。

これらの3点において、意思決定支援の制度化に否定的な意見は、意思決定支援を行うことが

共生社会を実現する基本であるといった制度化推進派の主張とは一線を画すものといえる。

おわりに

本稿では第1章で、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化をめぐる議論を経て法律の制定や改正が行われ、意思決定支援を行うための具体的施策として意思決定支援ガイドラインが公表されるまでの推移について整理した。また第2章では、意思決定支援の制度化推進派による主張と制度化に否定的な意見について確認した。

2017年3月に厚生労働省から出された通知では、意思決定支援ガイドラインはサービス等利用計画や個別支援計画の作成時に用いることとされている。しかし、通知が出されてから数か月のうちに、計画作成以外の場で意思決定支援ガイドラインを用いようとする動きがみられる。

2016年7月、神奈川県相模原市にある知的障害者支援施設の津久井やまゆり園において、46人の入所者が殺傷される事件が発生した。無事を得た入所者は他の施設等に仮入所したが、彼らの今後の居住場所について考える必要が生じてきた。2017年8月に神奈川県障害者施策審議会は、彼らの生活の場を決める際に意思決定支援ガイドラインを使用するよう提言した（神奈川県障害者施策審議会 2017）。この提言では、津久井やまゆり園の施設関係者などを中心として意思決定支援チームを構成し、生活の場の決定に携わることとされている。

しかし第2章でみたように、意思決定支援ガイドラインの策定など知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の制度化は、施設関係者の側が自らの専門性に対する評価を高めたいとの意図から推進された側面がある。こうした意図が絡んで策定された意思決定支援ガイドラインを用い、入所者が入所していた施設の関係者が、入所者の今後の生活について決定に携わることとはどれほど妥当なのだろうか。そして、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援の推進は、障害者施策を進展させるうえでどれほど意義があり、ノーマライゼーションやインクルーシブ社会の実現にどれほど寄与するのだろうか。こうした点を鑑みながら、知的障害者の日常生活に対する意思決定支援を推進することの是非について、続けて議論していく必要があると筆者は考える。

注

- 1) ただし最終的には、障害者権利条約第12条にSupported Decision Makingは明文化されなかった。国連の特別委員会において行われた障害者権利条約第12条の策定をめぐる議論については、上山（2013）に詳しい。
- 2) 厚生労働省は支援費制度導入以前から、障害者福祉施策を介護保険制度に統合する目算があったといわれている。その目的は、障害者福祉施策も介護保険の範囲に含めることを理由にして、保険料徴収の対象を20歳以上にまで拡大することにより、安定した保険料収入を得られるようにすることとみられる。また、支援費制度の財源不足についても、介護保険への統合の必要性を示すための演出であったとの見方もされている（茨木 2013：13-4；佐藤 2013：157-8, 183）。障害者団体の間では、介護保険への統合について賛否が分かれている。賛成の立場は、障害者福祉の財源が安定することによってサービスの充実が見込まれるとの理由をあげており、反対の立場は、介護保険への統合によって地域生活を送るために必要なサービ

- すが減少し、施設から地域への移行が停滞するおそれがあるといった理由をあげている（中西 2014：98-9；杉本 2008：215-6, 237-9）。支援費制度の見直し時点で介護保険への統合が行われなかった事情としては、自治体や経済界から慎重論があげられたこともあったとされる（岡部 2006：19-20；杉本 2008：237-8）。
- 3) この厚生労働省素案は、部会長を務めた日本社会事業大学教授の佐藤久夫が当日配布した資料によれば、骨格提言で示された60の事項のうち48事項についてまったく触れられていないものであった（佐藤 2012）。また、この素案は障害者自立支援法を一部改正する案であり、違憲訴訟原告団・弁護士と国との合意文書における「障害者自立支援法を廃止し新たな総合的な福祉法制を実施する」との記述通りとはいえない。これについて、厚生労働省大臣政務官を務めていた民主党の津田弥太郎は、総合福祉部会第19回会議で「今回の改正法におきましては、まず障害者基本法を踏まえた基本理念を盛り込む、法律の根幹となる名称、目的規定を改正する、これらを検討しているわけでございます。これによりまして、私ども民主党のマニフェスト等に掲げられております障害者自立支援法の廃止になると考えているわけでございます」と説明した（障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 2012）。

文献

- 知的発達障害者の生きやすい法制度を求める第5回東京大集会実行委員会（2010）「知的障害者への『意思決定支援』に配慮した制度を求める」（<http://shibata.hiroya.info/tokyosyukaiteigen.html>）。
- 藤岡毅（2009）『『障害者自立支援法違憲訴訟』報告』『ノーマライゼーション 障害者の福祉』29(3), 13-15.
- 茨木尚子（2013）「障害者自立支援法から総合支援法への道程と総合支援法の課題——『頓挫』したその先をどう変えられるか』『季刊福祉労働』139, 12-24.
- 石黒丞（2016）「成年後見活用講座を受講して』『愛知県社会福祉士会ニュース』210, 4.
- 上山泰（2013）「現行成年後見制度と障がいのある人の権利に関する条約12条の整合性——『小さな成年後見』の視点から」法政大学大原社会問題研究所・菅富美枝編『成年後見制度の新たなランド・デザイン』法政大学出版局, 39-116.
- 神奈川県障害者施策審議会（2017）「津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会検討結果報告書」（<http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/891847.pdf>）。
- 木口恵美子（2017）「パーソナルアシスタンスと支援された意思決定——カナダ・マニトバ州と札幌市の取り組みを踏まえて」岡部耕典編『パーソナルアシスタンス——障害者権利条約時代の新・支援システムへ』生活書院, 171-198.
- 桐原尚之（2014）「意思決定支援は支援の理念や方法ではない」『季刊福祉労働』143, 55-63.
- 厚生労働省（2012a）「厚生労働省案」（http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2012/02/dl/0208-2a_01_00.pdf）。
- （2012b）「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会」（<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/>）。
- （2015a）「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai.html?tid=234694>）。
- （2015b）「社会保障審議会（障害者部会）」（<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/shingi-hosho.html?tid=126730>）。
- （2017a）『『障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン（案）』の御意見の募集について』（<http://search.e-gov.go.jp/servlet/PcmFileDownload?seqNo=0000154255>）。
- （2017b）「障害福祉サービスの利用等に当たっての意思決定支援ガイドラインについて（障発0331第15号）」（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/000015>）。

9854.pdf).

民主党 (2009) 「民主党の政権政策Manifesto」 (<https://www.dpj.or.jp/download/325.pdf>).

内閣府 (2012) 「障がい者制度改革推進本部、障がい者制度改革推進会議、差別禁止部会」 (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/kaikaku.html>).

中西正司 (2014) 『自立生活運動史——社会変革の戦略と戦術』現代書館。

日本知的障害者福祉協会 (2015) 「障害福祉サービスの在り方等について (論点の整理案) に対する意見」 社会保障審議会障害者部会第63回提出資料 (http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000087657.pdf).

日本発達障害連盟 (2015) 『平成26年度障害者総合福祉推進事業 意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究』 (<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000099358.pdf>).

——— (2016) 『平成27年度障害者総合福祉推進事業 意思決定支援のガイドライン作成に関する研究』 (<http://www.jlidd.jp/wp-content/uploads/bb8a04988f4675aa39188b161c56d48a-1.pdf>).

日本相談支援専門員協会 (2015a) 「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのヒアリング資料」 障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ第3回提出資料 (<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000072967.pdf>).

——— (2015b) 「社会保障審議会障害者部会『障害福祉サービスの在り方等についてのヒアリング』資料」 社会保障審議会障害者部会第63回提出資料 (http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000087660.pdf).

日本障害者協議会意思決定支援WG (2013) 「意思決定支援の在り方に関する提言への中間報告」 日本障害者協議会『《すべての人の社会》に向けて——障害者政策・6つのWGの提案』19-24.

岡部耕典 (2006) 『障害者自立支援法とケアの自律——パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント』明石書店。

——— (2015) 「ズレてる支援! 『?』とか『!』にも意味がある」『たこの木通信』338, 18.

佐藤久夫 (2012) 「骨格提言における提言項目と厚生労働省案の関連整理」 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会第19回当日配布資料 (http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2012/02/dl/0208-7a01_00.pdf).

——— (2013) 「地域生活を支える——障害者福祉の制度と体系」 佐藤久夫・小澤温『障害者福祉の世界 [第4版補訂版]』有斐閣, 147-183.

柴田洋弥 (2012a) 「知的障害者等の意思決定支援について…経過と課題 試論」 (<http://shibata.hiroya.info/isiket-teisienkeika.html>).

——— (2012b) 「知的障害者等の意思決定支援について」『発達障害研究』34(3), 261-272.

——— (2013) 「知的障害者等の意思決定支援について」『さぼーと』672, 30-36.

杉本章 (2008) 『障害者はどう生きてきたか——戦前・戦後障害者運動史 [増補改訂版]』現代書館。

社会保障審議会障害者部会 (2015a) 「社会保障審議会障害者部会 (第69回) 議事録」 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000102401.html>).

——— (2015b) 「社会保障審議会障害者部会 (第73回) 議事録」 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000105304.html>).

——— (2015c) 「障害者総合支援法施行3年後の見直しに係る議論の整理① (案)」 社会保障審議会障害者部会第76回資料 (http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000103940.pdf).

- (2015d) 「障害者総合支援法施行3年後の見直しについて——社会保障審議会障害者部会報告書」 (http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/000107988.pdf).
- 障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ (2015a) 「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ (第6回) 議事録」 (<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000087855.html>).
- (2015b) 「障害福祉サービスの在り方等について (論点の整理 (案))」 (<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokuyokushougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000082966.pdf>).
- 障害者自立支援法違憲訴訟原告団・障害者自立支援法違憲訴訟弁護団 (2010) 「障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団と国 (厚生労働省) との基本合意文書」 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/jiritsushienhou/2010/01/dl/100107-1b.pdf>).
- 障がい者制度改革推進会議 (2010a) 「障がい者制度改革推進会議 (第3回) 議事録」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_3/gijiroku.html).
- (2010b) 「障害者基本法の改正に関する条文イメージ素案 (総則関係部分) 【たたき台】」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_21/pdf/s1.pdf).
- (2010c) 「障がい者制度改革推進会議 (第21回) 議事録」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_21/gijiroku.html).
- (2010d) 「第21回推進会議資料『障害者基本法の改正に関する条文イメージ素案 (総則関係部分)』に関する新たな意見一覧」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_22/pdf/s1.pdf).
- (2010e) 「第二次意見 (素案)」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_27/pdf/s1.pdf).
- (2010f) 「障がい者制度改革推進会議 (第27回) 議事録」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_27/gijiroku.html).
- (2010g) 「第二次意見 (素案2)」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_28/pdf/s1.pdf).
- (2010h) 「第二次意見 (素案2) の修正版」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_29/pdf/s1.pdf).
- (2010i) 「障がい者制度改革推進会議 (第29回) 議事録」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_29/gijiroku.html).
- (2010j) 「障害者制度改革の推進のための第二次意見」 (<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pdf/iken2-1-2.pdf>).
- (2011a) 「障害者基本法の改正について (案)」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_30/pdf/s1.pdf).
- (2011b) 「障がい者制度改革推進会議 (第31回) 議事録」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_31/gijiroku.html).
- (2011c) 「障がい者制度改革推進会議 (第33回) 議事録」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_33/gijiroku.html).
- (2011d) 「障がい者制度改革推進会議 (第34回) 議事録」 (http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_34/gijiroku.html).
- 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会 (2010a) 「障がい者総合福祉法 (仮称) の論点表 (たたき台)」 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2010/06/dl/0622-1a.pdf>).
- (2010b) 「『障がい者総合福祉法 (仮称) の論点表 (たたき台)』に対する追加・訂正・削除意見」 (<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2010/06/dl/0622-1b.pdf>).

- (2010c)「部会作業チーム『障害の範囲と選択と決定——選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)』議事要旨(10月26日分)」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2010/11/dl/1119-3a.pdf>).
- (2011a)「部会作業チーム『障害の範囲と選択と決定——選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)』議事要旨(2月15日分)」(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2011/04/dl/0426-1a01_01.pdf).
- (2011b)「部会作業チーム『障害の範囲と選択と決定——選択と決定・相談支援プロセス(程度区分)第2期』報告書」(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2011/01/dl/0125-1_11-1.pdf).
- (2011c)「障害者総合福祉法(仮称)骨格提言素案」第16回障がい者制度改革推進会議総合福祉部会配布資料(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2011/07/txt/0726-1_2.txt).
- (2011d)『『障害者総合福祉法(仮称)骨格提言素案(平成23年8月9日追加提案)に対する追加・修正・削除等意見』』(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2011/08/dl/0809-2a01_01.pdf).
- (2011e)「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言(案)」(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2011/08/txt/0830-1_1.txt).
- (2011f)『『障害者総合福祉法(仮称)骨格提言素案』に対する追加意見等』』(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2011/08/dl/0830-1a03_00.pdf).
- (2011g)「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言——新法の制定を目指して」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/dl/0916-1a.pdf>).
- (2012)「障がい者制度改革推進会議総合福祉部会(第19回)議事録」(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/txt/120208-01.txt>).
- 衆議院(2011)「閣法 第177回国会 59 障害者基本法の一部を改正する法律案 議案審議経過情報」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DAC66A.htm).
- (2012)「閣法 第180回国会 68 地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案 議案審議経過情報」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DB099E.htm).
- (2016)「閣法 第190回国会 39 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案 議案審議経過情報」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/keika/1DBF67A.htm).
- 衆議院厚生労働委員会(2012)「第180回国会 衆議院厚生労働委員会 第10号会議録」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009718020120417010.htm).
- (2016)「第190回国会 衆議院厚生労働委員会 第16号会議録」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009719020160511016.htm).
- 衆議院内閣委員会(2011)「第177回国会 衆議院内閣委員会 第14号会議録」(http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/000217720110615014.htm).
- 東京都発達障害支援協会(2011a)「知的障害者等の意思決定支援制度化への提言」障がい者制度改革推進会議総合福祉部会第12回 小澤温委員提出資料(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2011/02/dl/0215-1b01_01.pdf).
- (2011b)『『障害者福祉法の改正について(案)』についての意見』』(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/k_31/pdf/o-s5.pdf).
- (2011c)『『障害者総合福祉法(仮称)骨格提言素案』への意見』障がい者制度改革推進会議総合福祉部会第17回 小澤温委員提出資料(http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/sougoufukusi/2011/08/dl/0809-6a01_01.pdf).
- 東京都発達障害支援協会・東京都社会福祉協議会知的発達障害部会・東京知的障害児・者入所施設保護者会連

- 絡協議会・東京都自閉症協会・日本ダウン症協会（2012）「障害者総合支援法に『意思決定の支援』を明文化してください」（<http://www.t-shien.jp/pdf/isikettei.pdf>）.
- 全国障害者生活支援研究会（2010）「サポート研（全国障害者生活支援研究会）勉強会『自己決定と支援』について考える～重い障害をもつ人の自己決定に必要なものは～」（2010年7月19日，港区立障害保健福祉センター）（<http://support-ken.net/files/4114/0806/1430/431cfc2ba30c68791db8b9d64886837f.pdf>）.
- 全国手をつなぐ育成会連合会（2015a）「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ（第2回）におけるヒアリングにおける意見」障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ第2回提出資料（<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12201000-Shakaiengokyoku-shougaihokenfukushibu-Kikakuka/0000071998.pdf>）.
- （2015b）「障害福祉サービスの在り方等についての意見」社会保障審議会障害者部会第62回提出資料（http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-12601000-Seisakutoukatsukan-Sanjikanshitsu_Shakaihoshoutantou/0000086818.pdf）.
- 全日本手をつなぐ育成会（2014）『厚生労働省平成25年度総合福祉推進事業 意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する基礎的調査研究について』（<http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000067363.pdf>）.

